答 申 情 第 ２ ３ 号
平成２４年６月１９日

京都市長　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　市　川　　正　人
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年１月２０日付け行財活第１７９号をもって諮問のありました下記のことについて，別紙のとおり答申します。

記

入札執行用紙の公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第３５号）

（別紙）

１　審査会の結論

「入札執行用紙」については，非公開とした部分は公開すべきである。

２　異議申立ての経過

⑴　異議申立人は，平成２３年１２月１３日に，実施機関に対して，京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定により，「一般競争入札による市有地の売却について（京都市左京区高野東開町１番２ほか同地上建物）（平成２３年１１月１４日決定）ただし入札執行用紙のみ」の公開を請求した。

⑵　実施機関は，当該請求に係る公文書として当該入札案件に係る入札執行用紙（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ，本件公文書のうち落札者以外の入札金額の部分の公開をせず，その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）をし，平成２３年１２月１６日付けで，その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

入札者の入札金額については，当該法人の財務状況を示す情報であり，公にすることにより当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。

なお，実施機関は，入札辞退者名，辞退申出日及び入札欠席理由については，請求の対象外として処理している。

⑶　異議申立人は，平成２３年１２月１９日付けで，本件処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

３　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

４　実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　本件公文書について

ア　本件公文書の内容

本件公文書は，平成２３年１０月３１日に実施した市有地売却に係る一般競争入札の結果をもとに落札者と売買契約を結ぶ決定書の一部である。

当該決定書には，入札者の入札書や入札保証金還付領収書のほか，委任状等の各原本を添付している。本件公文書は，当該決定書のうち，入札結果の概要を分かりやすいように１枚にまとめ，参考資料として当該決定書に添付したものであり，表題名，件名，物件番号，予定価格，入札日時，入札者名，入札金額，入札辞退者名，辞退申出日及び入札欠席理由で構成されている。

イ　本件公文書に係る一般競争入札の概要

(ｱ) 本件入札は，実施機関の所有する土地及び建物を売却するために，一般競争入札の方法により落札者を決定するためのものであり，破産者や暴力団関係者等の無資格者を除いて，入札保証金（入札金額の５％以上の金額）を実施機関に納付すれば法人，個人を問わず，誰でも参加できるものである。

(ｲ) 工事や物品購入などの入札に関する事務は，行財政局財政部契約課が所管しており，同課で行う入札では，契約事務の透明性の確保という観点から，入札者名及び入札金額を公表することを事前に周知して入札参加者を募り，事後にそれらの情報を公表している。

他方，土地及び建物の売却の入札に関する事務は，行財政局財政部財産活用促進課が所管しているが，入札金額の公表はしていない。それは，通常主観的に他人に知られたくない情報と考えられる入札金額を非公表とすることで，心理的な障壁を少しでも軽減し，入札への参加意欲を高めることを目的としている。また，それにより，入札参加者の増加に伴って競争性が高まり，引いては，より高額の落札が期待できると考えているものである。

(ｳ) 入札前には，入札参加者数及び入札参加者名は公表しておらず，入札室には，入札関係者以外の立入りを禁止している。入札方法は，入札用紙を入札箱に投函する方法で行い，その場で開札し，予定価格以上の金額で入札した者のうち，最高金額で入札した者を落札者として決定している。

(ｴ) 入札結果の公表については，入札案内書にその取扱いを次のとおり記載しており，入札会場では落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を，広報発表では落札者の氏名（法人の場合はその名称，個人の場合は「個人」）及び落札金額を，ホームページでは落札者の区別（法人又は個人）及び落札金額を，それぞれ公表している。

「情報公開請求があった場合は，入札に参加される方全員の氏名（法人の場合はその名称）を公表することがありますので，あらかじめご了承いただきますようお願いします。」

(ｵ) なお，実施機関において，入札参加者に対し入札金額の公表について任意で意見聴取を行ったところ，落札できなかった場合には，入札金額の公表をされることには抵抗があるとのことであった。

⑵ 条例第７条第２号に該当することについて

ア 利益侵害情報の該当性に関する判断基準

判例（平成１７年３月１７日大阪地裁判決（平成１５年（行ウ）第６７号））では，「・・・不開示情報に当たるといえるためには，主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず，当該情報を開示することにより，当該事業者の権利や，公正な競争関係における地位，ノウハウ，信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解するのが相当であり，上記のおそれが存在するか否かの判断に当たっては，単なる抽象的，確率的な可能性では足りず，法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当である。」と示されている。

このように，判例では，利益侵害情報の該当性を検討するに当たっては，一般的な推測ではなく，個別具体的な事情を考慮して，客観的に考察する必要性を求めていることから，以下，この判断基準に基づき検討を行う。

イ 本件入札における個別具体的な事情

(ｱ) 本件入札物件は，北大路通東大路通の交差点からほど近く，面積 4,421.28 ㎡の土地及び同土地上の建物であり，予定価格は 757,600,000 円であった。本件入札物件のある周辺は，独立行政法人都市再生機構の団地などの共同住宅が多数建ち並ぶほか，一般住宅や店舗併用住宅，公共施設等も介在する地域で，最寄駅やスーパーに近く生活利便性が良好な地域である。

当該物件の不動産鑑定評価書では，最有効の利用目的として中層の共同住宅が示されていた。

(ｲ) 本件入札は，平成２３年９月１５日に公告し，同年９月２０日から１０月１４日まで申込みを受け付け，同年１０月３１日に入札を実施した。

入札の申込みに当たり，入札者は，まず入札時に納付する入札保証金を用意し，落札者は，同年１１月１４日から１１月２８日の間に，実施機関と売買契約を締結するとともに，落札金額から入札保証金額を差し引いた金額を実施機関に一括で納付することになっていた。

ウ 個別具体的な事情の検討

(ｱ) 本件入札物件の規模及び予定価格の金額や，昨今の不動産取引状況を踏まえると，本件入札参加の目的は，最も有効な利用目的として，落札したうえで自ら又は他者と共同して共同住宅を建築し，分譲又は賃貸しようとするものであると推察される。本件入札物件に係る入札者について，その全てが不動産業又は建設業関係の法人であったことも，この推察に合理性を与えている。

ところで，本件入札物件である土地に建築できる建物の規模は，都市計画法等に

より制限され，建物の高さ制限は１５ｍとなっており，平均的な住宅の階高の場合，６階以上の建物は建てることができない。

さらに，高さ以外の制限も含めれば，当該土地上に建築できる建物の規模は，比較的容易に想定することができ，共同住宅を建築する場合の建築費用についても，とりわけ，不動産業又は建設業関係者なら容易に想定できるものと考えられる。

このように，建築費用が想定できるのであれば，仕入価格ともいえる本件入札物件の取得経費（入札金額）は，入札者が本件入札物件の活用により求める利益の多寡に連動しているものと想定でき，当該利益の多寡は，入札者における経営の効率性や余剰資力等の財務体質，営業に関するノウハウ等と密接に結び付いているものと言える。

(ｲ) また，本件入札物件である土地に共同住宅を建築する場合の事業費の大部分は，本件入札物件の取得経費（入札金額）と建築費用の合算額である。入札の告示から入札の申込期限までは約１箇月間であり，その間に，事業費が調達できる見込みを立てる必要がある。中でも，取得経費（入札金額）については，実施機関に一括して支払う必要があり，金融機関からの融資を受けて調達することが想定されることから，その調達金額（入札金額）は，入札者の与信力を反映しているものと言える。

(ｳ) したがって，入札金額は，入札者である法人の財務状況を示す情報であり，これを入札者の名称とともに公開することは，当該法人の事業活動上の地位や信用の利益を害するものであると認められる。

なお，落札者の名称及び落札金額については，落札者の財務体質や与信力においてプラス面の評価につながり，事業活動上の地位や信用の利益を害するものではないと判断し，公表している。

⑶ その他

異議申立人は，大阪市では入札金額を公表しているとも指摘しているが，大阪市はあらかじめ実施要領等で入札者名及び入札金額の公開を明記している。

他方，実施機関では，前述のとおり，入札案内書で「情報公開請求があった場合は，入札に参加される方全員の氏名（法人の場合はその名称）を公表することがありますので，あらかじめご了承いただきますようお願いします。」と記載し，入札者名のみ公表することを事前に周知している。

このため，入札金額を公開することは，実施機関と入札者との信頼関係を損ない，実施機関の今後の入札に対する不信感を招くおそれがあり，引いては，競争性の低下に伴う落札金額の低減につながることも考えられる。

５ 異議申立人の主張

異議申立書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりである。

⑴　入札者の入札金額が，当該法人の財務状況を示す情報であるという根拠はなく，非公開の理由にはならない。

⑵　大阪市では，市有地入札において，所有権移転後，入札者及び入札者全員の入札金額を公開している。

6　審査会の判断

当審査会は,実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し,次のとおり判断する。

⑴　本件公文書について

本件公文書は，平成２３年１０月３１日に実施した市有地売却に係る一般競争入札の結果をもとに落札者と売買契約を結ぶための決定書の一部である。

本件公文書は，当該決定書のうち，入札結果の概要を分かりやすいように１枚にまとめ，参考資料として当該決定書に添付したものであり，表題名，件名，物件番号，予定価格，入札日時，入札者名，入札金額，入札辞退者名，辞退申出日及び入札欠席理由で構成されている。

実施機関は，このうち入札辞退者名，辞退申出日及び入札欠席理由については，本件請求の対象外として本件処分を行っており，異議申立人はこの点については異議を申し立てていない。

⑵　条例第７条第２号該当性について

ア　実施機関は，入札参加者のうち落札者以外の入札金額については，本件入札に参加した法人の営業に関する情報と密接に結びついているとともに，当該法人の与信力を反映していることから，その財務状況を示す情報であり，公にすることにより当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため，条例第７条第２号に該当すると主張するので，この点について検討する。

イ　まず，実施機関は判例（平成１７年３月１７日大阪地裁判決（平成１５年（行ウ）第６７号））を判断根拠としているが，当該訴訟の争点である情報公開法第５条第２号イは「事業者情報のうち，公にすることにより，当該事業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示と規定している。

しかしながら，条例第７条第２号は「正当な利益を明らかに害すると認められるもの」を非公開と規定しており，より限定的にこの規定が適用されるべきことが求められている。

ウ　そこで，条例第７条第２号に規定する「事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害する」情報について検討すると，条例が予定しているものとしては，営業活動に係る販売計画，営業方針，売上高，信用力に関する情報などが考えられる。

エ　本件入札の参加者は，いずれも不動産業者又は建設業関係の法人であり，共同住宅を建設することが入札の目的であるとの実施機関の説明は，おおむね妥当なものと考えられる。

実施機関は，入札参加者が落札できなかった場合は入札金額を公表されたくないと認識していると主張しており，このような入札案件において，入札参加者が，事業活動上の情報ないし財務状況を表す情報として，入札金額を秘匿したいとの意思を有しているであろうことは，一律に否定することはできない。

しかし，入札金額は，当該物件に対する入札参加者の評価であり，その事業計画の一部を表すものではあるが，入札金額が明らかとなったからといって，当該法人の事業計画の全体像を推察することは困難である。また，入札金額が，当該法人の与信力を反映している面があり得るとしても，当該入札金額は当該物件に対する入札参加者の評価であることから，これをその財務体質とそのまま結びつけるのは困難である。

したがって，当審査会は，例えば，入札金額の積算根拠や判断根拠に相当する情報については，条例第７条第２号の予定する事業活動上の秘密に当たる場合もあると解するが，入札金額自体についてはそれには当たらないものと判断する。

⑶　その他の実施機関の主張について

入札金額を公開することによって，今後の入札において参加者が減少し，ひいては落札価格の低減につながるという実施機関の主張は，一般論としては成り立ち得るとしても，入札者が法人である場合には，当審査会が調査したところによると，全政令指定都市のうち少なくとも１２市において法人名及び入札金額を公開していることに鑑みると，直ちに非公開とするという理由には当たらないと判断する。

⑷　以上により，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

平成２４年　１月２０日　諮問

２月２０日　実施機関からの理由説明書の提出

５月２２日　実施機関の職員の理由説明（平成２４年度第２回会議）

６月１９日　審議（平成２４年度第３回会議）

※　異議申立人から意見書の提出はなかった。また，異議申立人から意見陳述の希望がなかったので，意見の聴取は行わなかった。

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第２部会（部会長　市川　喜崇）